

東大阪市リージョンセンター条例の一部を改正する条例制定の件

東大阪市リージョンセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 1 1 日提出

東大阪市長 野 田 義 和

東大阪市リージョンセンター条例の一部を改正する条例

東大阪市リージョンセンター条例（平成4年東大阪市条例第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7文化ホールの項を次のように改める。

文化ホール	9,500円	2,400円	3,800円	4,300円
-------	--------	--------	--------	--------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

東大阪市リージョンセンター条例新旧対照表

新					旧					
別表第7（第7条第2項・第16条第1項関係）					別表第7（第7条第2項・第16条第1項関係）					
近江堂市民プラザ利用料金					近江堂市民プラザ利用料金					
区分	全日	午前	午後	夜間	区分	全日	午前	午後	夜間	
会議室A～茶室（略）					会議室A～茶室（略）					
文化ホール	9,500	2,400	3,800	4,300	文化 ホー ル	可動席使 用	11,200	2,800	4,500	5,000
	円	円	円	円		可動席不 使用	9,500	2,400	3,800	4,300
多目的ホール～美術工芸室（略）					多目的ホール～美術工芸室（略）					
備考（略）					備考（略）					